平成２３年（フ）第４１４号
福井県越前市大虫本町第36号12番地　ル・シェール大三105、旧住所福井県越前市帆山町第５号21番地の21　レオパレスパークハイム芦山102
債務者　寺嶋　健二
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
福井県勝山市昭和町１丁目６番34号
債務者　齋藤リサこと　ＳＡＩＴＯ　ＭＡＲＩＡ　ＬＩＺＡ　ＡＭＰＩＬ
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
福井市城東１丁目２番14号
債務者　沢波　結芽
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
福井市学園２丁目７番６号
債務者　中山　誠一
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福井県小浜市水取４丁目３番36号
債務者　出原　正也
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３０４９号
名古屋市千種区千種３丁目16番３号　プラザ古井ノ坂102号
債務者　小西　吉範
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１号
広島県福山市坪生町２丁目９番１号　アルモニー101、旧住所広島県福山市春日町５丁目13番27号　ロイヤルコートＢ棟101
債務者　原田　吉子（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４８号
神奈川県横須賀市林５丁目１番22号
債務者　渡邉　繁子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９７号
福島県いわき市錦町上中田５番地の３
債務者　小室惠津子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１６８１号
東京都羽村市富士見平１－９－13エルグレイス311、住民票上の住所東京都稲城市矢野口2608番地の１アムールなかや203冨塚方
債務者　鳥井　麻里
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７８１号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番６－102号県営駿河台西団地５棟、旧住所静岡県藤枝市本町１丁目６番６号
債務者　河村　定男
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８２号
静岡県藤枝市駿河台５丁目５番６－102号県営駿河台西団地５棟、旧住所静岡県藤枝市本町１丁目６番６号
債務者　河村佐知子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０１号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地８－403
債務者　富谷　　稔
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２７９号
横浜市南区大岡４丁目６番19号　プラザ・ドゥ・エリーゼＡ208
債務者　佐久間寿志
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０９号
横浜市保土ケ谷区岩井町364番地　サンテラス内田107号
債務者　小林　　太
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５０号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目７番16－101号
債務者　友利　英敏
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部